

## 制度のご案内

# 浜松市3密対策事業者支援事業 『浜松市新型コロナウイルス感染症対策応援補助金』 (補助金募集要領)

※「浜松市3密対策事業者支援事業費補助金(令和2年1月6日～令和2年12月31日)」、

において、上限額を交付済みの事業者でも申請可能です。

※浜松市が実施する「新しい生活様式支援天竜材活用事業費補助金」及び「新型コロナウイ

ルス感染症対策デジタル化補助金」と重複しない内容であれば申請可能です。

※当補助金は、飲食店及び宿泊施設を除く中小企業者等が対象です。

【お問い合わせ先】

浜松市新型コロナウイルス感染症対策応援補助金事務局

住 所： 〒430-0944 浜松市中区田町 324-3 (出雲殿互助会田町ビル 6F)

直通番号： 053-488-5529

# 浜松市新型コロナウイルス感染症対策応援補助金の実施概要

## 1 補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響長期化を見据え、継続的な感染対策に資する事業を実施した、中小企業者等(飲食店及び宿泊施設を除く)に対して事業費の一部を支援します。

## 2 対象となる事業者(経営者名で申請してください。)

以下のすべての条件を満たしている場合に補助対象となります。

- (1) 運輸業、小売業、保険業、不動産業、物品賃貸業、専門・技術サービス業、生活関連サービス業(理美容・クリーニング・旅行業等)、娯楽業、教育・学習支援業、医療、福祉に該当する業種(「対象事業一覧」参照)

※上記業種の内、市内で業を営む個人事業主、市内に本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154条)第2条第1項に規定する中小企業者及び市長が別に定める法人等(「要綱第2条第2号で規定する法人等」参照)

業種	中小企業の要件	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他(下記業種を除く)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※主たる業種が「製造業」、「建設業」、「卸売業」の場合は(1)の対象業種ではありませんが、従たる事業で(1)の事業を行っている場合には補助対象となります。

- (2) 静岡県が実施する「宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金」及び「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度促進事業費補助金」において、申請の有無に関わらず補助対象となっていない事業者
- (3) 市税を完納していること又は市から徴収猶予若しくは換価猶予を受けている者
- (4) 市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者である者
- ※特別徴収を行う必要のない正当な理由がある者を除く
- (5) 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団及びその団員等と関わりがない者

※(1)～(5)の要件を全て満たす場合に限り、市外在住でも浜松市内で業を営んでいれば申請可能です。市外在住の方は、市町村税の全ての税目にかかる納税証明書又は完納証明書を提出してください。

### 3 補助対象となる経費

申請者のサービスを楽しむ人が使用する店舗(対象業種を営む施設・場所)であり、不特定、多数の方が利用するエリア(客席、客室、待合室、教室、売場など)に対して、安心して来店又は訪問できるように実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する工事費及び物品購入費等に係る費用を補助します。

補助対象経費	対象一例
工事費	窓の新設・増設、換気扇の新設・増設、オープンテラス設置工事、パーテーションの設置工事、エアコン工事 等
物品購入費	パーテーション、非接触で体温を測る機器、二酸化炭素濃度センサー、扇風機、サーキュレーター、シーリングファン 等
リース料	賃貸借契約に基づく賃料(不動産は除く)、ファイナンス・リース契約に基づくリース料その他補助対象事業を行うために必要な物品を当該物品の所有権を取得せずに調達するために支払う対価として市長が認めたもの(物品本体及び関連付属設備の調達のための経費に限り、保守点検料、光熱水費、通信費その他維持管理経費を除く。)

※リース料については、令和3年12月24日までにすべての支払いが完了している必要はありませんが、定期的な補助金交付申請が必要となります。

※新規開店の店舗等に関しては、補助対象期間内に契約、設置・改修し、令和3年11月30日までに開店している必要があります。

※申請内容によっては補助対象にならない場合があります。「補助金交付要綱第6条の別表1に示した経費の具体的な対象事業及び判断基準」(内容のみで判断せず判断基準等とセットで確認)にて補助対象の有無をご確認ください。

#### 【補助対象外の経費(一例)】

- ・従業員等のみが使用するスペースにかかる工事費や物品の購入、訪問先での工事費  
従業員のみとは、店舗の経営者、従業員、その他取引業者などの店舗内における最終消費者以外の人。
- ・複数回の使用ができない消耗品にかかる経費
- ・消費税及び地方消費税
- ・契約時点で契約総額が未確定のリース料(従量制の経費を含めた契約など)
- ・パーテーション等を自作するための材料費
- ・中古品の購入経費
- ・個人売買(当該物品の売買を業とする事業者以外の個人を売主とする売買をいう)
- ・申請者と同一の代表者又は申請者の親族が経営する企業との契約経費
- ・グループ企業間の契約経費
- ・空気清浄機、除菌脱臭(消臭)機、空間除菌器等の機器で、HEPAフィルタによるろ過式で、かつ風量は5m<sup>3</sup>/min以上の能力を有しないもの
- ・申請書類から補助金対象事業の実施内容や支払金額が読み取れない経費
- ・申請書類の整合性(氏名、日付、金額など)が確認できない申請
- ・振込手数料や代引き手数料などの手数料
- ・指定の決済手段以外での支払い
- ・感染予防対策と直接関係の無い経費
- ・自宅居住スペース内に設置する物品や工事費等にかかる経費

- ・スマートフォンの購入経費
- ・本来業務の目的で使用する道具、機器等 (例) 美容院で使うハサミ など

#### 4 補助金の額

補助対象経費の1/2 (上限額30万円)

※1事業者つき、上限額に達するまで、何度でも申請可能

#### 5 補助対象期間

令和3年1月1日(金)～令和3年11月30日(火)

※上記期間内に契約、設置・改修し、同年12月24日までにその支払処理を済ませた経費(リース料を除く)が補助対象となります。

#### 6 申請受付期間

令和3年10月7日(木)～令和3年12月24日(金)

#### 7 申請方法等

##### (1) 申請様式の入手方法

ア 浜松市公式ホームページ

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kanko/corona/sannmitsuouen.html>



イ 市役所等での配布

- ・浜松市観光・シティプロモーション課(浜松市役所本館4階)
- ・各区役所、各協働センター(サービスセンターでの配布は行いません)

ウ 郵送

- ・申請希望者へ様式を郵送しますので、事務局までご連絡ください。

##### (2) 申請方法 ※密集を避けるため、持参でのご提出はご遠慮ください。

ア WEB

下記サイト又はQRコードよりお申込みください。

<https://logoform.jp/f/TXTDx>



イ 郵送(令和3年12月24日(金)までの消印有効)

簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

**(宛先) 〒430-0944 浜松市中区田町324-3(出雲殿互助会田町ビル6階)**  
**「浜松市新型コロナウイルス感染症対策応援補助金事務局」あて**

(3) 提出書類

申請様式
<p><b>1. 浜松市新型コロナウイルス感染症対策応援補助金交付申請書（第1号様式）</b></p> <p><b>2. 対象経費計算書・平面図（第2号様式）</b></p> <p><b>3. 補助金申請書類チェックシート（第3号様式）</b></p>
添付書類
<p><b>4. 業種・業態等が確認できる書類</b></p> <p>業種や屋号など申請者の情報確認のため、下記のいずれかの書類が必要となります。</p> <p>①法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>法人登記簿(登記事項証明書)の写し ※申請する事業者の経営形態が記載されていない場合、その繋がりが分かる書類を追加で提出</li></ul> <p>②個人事業主の場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>所得税確定申告書等(所管税務署の受付印が有るもの)の写し (第一表、第二表、青色申告決算書又は収支内訳書の全ページ) ※申請する事業者の経営形態が記載されていない場合、その繋がりが分かる書類を追加で提出</li></ul>
<p><b>5. 補助対象経費の支出内容が分かる書類</b></p> <p>「契約日」、「補助対象経費の内訳」、「支払い完了日」等を確認するため、以下の書類の写しが必要となります。(宛名は申請者と同一)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●工事費の必要書類 見積書、請求書、領収書の3点が必要です。 ※工事明細の分からない「〇〇工事一式」と記載された見積書と請求書は不可</li><li>●物品購入費の必要書類 レシート(宛名を記入したもので、商品名、単価、個数が記載されているもの) 又は 明細書(商品名、単価、個数が記載されているもの)と領収書</li><li>●リース料の必要書類 契約書※、請求書兼明細書、通帳のコピーの3点が必要です。 ※所有権を持たないことが記載された契約書 ※工事を伴うリースの場合、見積書</li></ul>
<p><b>6. 補助対象事業を実施した状況が分かる書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●工事の場合・・・工事前の写真と工事後の写真 ※工事費を含む物品の購入(リース含む)も工事前・後の写真を添付してください。 ※令和3年10月6日以前に施工した場合は、工事前の写真は不要</li><li>●物品購入(リース含む)の場合・・・設置した物品や機器などの設置後写真</li></ul>

## 7. その他、浜松市より提出を求められた書類

- ※法人登記簿、確定申告書等に記載されている氏名と申請者氏名が違う場合  
申請者名での書類の写し又は対象店舗を申請者が経営していることが分かる書類
- ※空気循環させる機器を除く風を出す機器を申請する場合  
風を出す機器として空気清浄機、除菌脱臭（消臭）機、空間除菌機などを申請する場合は、メーカー作成のカタログやメーカー公式 HP の商品仕様が分かる画面のコピーを必ず添付してください。
- ※浜松市に納税義務の無い方が申請する場合  
納税地での市町村税の全ての税目に関する納税証明書又は完納証明書を必ず添付してください。
- ※申請日以降に支払うリース料を申請する場合  
契約期間全体を記入した第5号様式を必ず提出してください。
- ※市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けている事業者が申請する場合、市長名義の市税徴収猶予承認通知書等（詳細は収納対策課へ確認）を提出してください。
- ※上記の必要書類のほか、審査のため追加で書類の提出を求める場合があります。

## 8 支給の決定

### (1) 支給の時期

申請書類の内容を審査し適当と認められた後、順次支給します。交付金額については、入金された金額によりご確認ください。

### (2) 不支給の通知

審査の結果、支給できない場合のみ理由を付して不交付決定通知を発送します。

### (3) 支給の取消

申請された事業所について、現場確認をさせていただく場合がございますので、調査にご協力をお願いします。

## 9 その他

- (1) 過去の補助金において不適切な申請が確認されましたので、申請をする際には以下の点についてご注意ください。
- ア 補助対象経費の支払いが完了してから申請してください。
  - イ 可能な限り出金記録(誰が誰にいくら支払ったのか)が確認できる支払い方法(振込等)を選択してください。
  - ウ 店舗拡張する際には、都市計画法や建築基準法違反が無いように事前に実施内容について施工業者と調整してください。
  - エ 感染予防対策として購入した物品等は申請した店舗内で使用するとともに、季節関係なく継続使用してください。
- (2) 交付決定者については、浜松市公式ホームページに店舗名や店舗住所等を掲載させていただきます。
- (3) 申請時に第5号様式を提出された事業者については、毎年度末ごと(リース料の支払いが終了したときは、当該支払いが終了した日から30日以内)に、浜松市新型コロナウイルス感染症対策応援補助金交付申請書(第1号様式)と支払状況報告書(第5号様式)を提出してください。
- ※補助金は支払実績が確認できたものに対して交付します。
- (4) 当補助金の受け取り後に不正な受給が判明した場合、補助金をご返還いただく(受領した日から年10.95%の加算金が付加されます。)とともに刑事事件として警察へ通報させていただく場合がございますので、ご承知おきください。

## 10 問合せ先

### 「浜松市新型コロナウイルス感染症対策応援補助金事務局」

電話:053-488-5529

日程	開設時間	備考
~令和4年2月28日(月)	午前9時30分~午後5時	※土日祝日除く